

申込書類の記入方法

第1 申込みにあたっての注意

1 申込業種の変更について

令和2・3・4・5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査申請より、組合独自の業種に変更しております。

変更点の1点目は、業種番号の「46 焼却設備」をごみ処理施設の業種として整理し、設備ごとに13業種に区別しております。

また、変更点の2点目は、新たな業種番号・申込業種として、「16 さく井」を加えております。

このため、下表のとおりごみ処理施設に関連する番号は、「46(01～13)」となり、新たに加えた番号は「16」となります。

業種番号	申込業種	業種番号	申込業種
46 (01)	ごみ処理施設 設計・施工	46 (08)	給排水設備
46 (02)	受入供給設備	46 (09)	排水処理設備
46 (03)	燃焼設備	46 (10)	余熱利用設備
46 (04)	燃焼ガス冷却設備	46 (11)	電気設備
46 (05)	排ガス処理設備	46 (12)	計装設備
46 (06)	通風設備	46 (13)	クレーン設備
46 (07)	灰出し設備		
16	さく井		

2 申込みの制限

(1) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4(要約)

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 次に該当する方は登録申請できません。

- ① 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- ② 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ③ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(3) 申請日時点で確定している決算がない法人及び申請日の属する年の1月1日以降に創業した個人は、申請することができません。

3 申請に必要な条件

(1) 申請日時点での許可及び登録

① 建設業許可

設計、測量、地質調査以外の業種に申請する場合は、建設業の許可が必要です。

代理人を置く場合は、西多摩衛生組合と契約する代理人が所属する営業所において、それぞれの業種の許可が必要です。

② 建築士事務所の登録

建築設計の業種に申請する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規程に基づく建築士事務所の登録が必要です。

代理人を置く場合は、西多摩衛生組合と契約する代理人が所属する営業所において、登録が必要です。

③ 測量業者の登録

測量の業種を申請する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規程に基づく測量業者の登録が必要です。

- (2) 組合と契約する営業所が「申込業種及び内容説明一覧表」(16頁の別表 2)の「許可を受けなければならない建設業の種類(略号)」及び「経審をうけなければならない建設業の種類(略号)」に該当していることが条件となります。

4 申込書類の作成について

- (1) 金額は、原則として、「千円未満切り捨て」で記入してください。
- (2) 申請データは、審査対象営業年度の決算に基づいて作成してください。その他、特に指示のないものについては、申請日時点の事実に基づいて作成してください。(申請日時点で確定している最新の決算年度をもって審査対象営業年度とします。)
- (3) 登記簿謄本及び印鑑証明書は、3ヶ月以内に発行された正本とします。
- (4) 申込書類に虚偽の記載等をした場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。

5 申込書類の提出方法について

(1) 申込書類(14頁「申込書類一覧」を参照)の提出は、郵送による受付となります。

(2) 申込書類一式は、定形外封筒(角2封筒)に入れて送付してください。

なお、申込に係る郵送事故については、責任を負いかねますので、「配達記録」が残る簡易書留などのご利用をおすすめいたします。

提出書類は、クリアファイル(A4透明で書類を挟むタイプ)に入れて提出願います。

(3) 申込書類を送付する際に、書類審査後、当組合から受付票を返送する返信用封筒(A4版の用紙が入る大きさ)を同封してください。この返信用封筒には、貴社の返送先を明記し、**返信用切手 440円分【簡易書留分 320円 + 定形外封筒分(角2封筒) 120円】**を貼付してください。

この受付票の返送は、確実に申込者に返送されることを目的として、簡易書留といたします。

※ 注意:返信用封筒は、宅配便扱いでなく郵便切手をお願いします。

(4) 申込者に代わって行政書士が審査申込みを行うときは、依頼主からの**委任状を必ず提出してください**。委任状の様式は自由とします。ただし、用紙はA4縦版を使用してください。

6 その他

(1) **書類審査終了後、速やかに受付票を返送します。**

※ 受付票に押印される日付については、審査が完了した日となります。

(2) 競争入札参加資格の有効期限

令和7年3月31日まで

(3) 競争入札参加有資格者となっても、必ずしも指名を受けられるとは限りません。